

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>すこやか親子室から送られた郵便物について</p>	<p>すこやか親子室から届いた郵便物の名前(姓)が間違っていました。読みかたは同じですが、漢字で書くと全く違います。気持ち悪いので送り返し、次の日の10時半位に受け取り完了となっているのに、一切連絡がなく15時頃に電話すると受け取ったのは14時ぐらいでその後対応を検討していたと言われました。電話に出た女性は名前だけ名乗り、今回の件を伝えて行くと涙声になり、突然上司が出てきて、ただ謝るだけでした。私が担当者の処分を求めたら、今回の体制(組織)の中で問題があり、改善すると言われました。まず、確認しないのですか？全然納得していません。まず、10時半に到着の郵便物が14時まで渡されないのか？次に、まず内容把握したら先に一報連絡しないのでしょうか？そして名前名乗る前に役職や担当を伝えないのでしょうか？こちらが電話掛けて電話代掛かるのに折り返しという文言が一切言えないのでしょうか？非は市側にあるのに。上司に確認の話聞いた時、上司の決裁を通過していると言われました。このことから確認はされていないのだと思い、担当者で決裁をした上司の処分を求めましたら人事部しか処分できないと言われました。吹田市に20年以上住んでいて名前を間違えて送られてきて大変ショックを受けました。他の部署でもこのようなあるかとも思い、不安・不満・不信しかありません。そして大変腹が立っています。直接電話しましたが、今後の改善します云々の話ばかりで改善は当然のことではありますが、今回問題を発生させた担当者や決裁した上司が処分されないのはおかしくありませんか？処分を求めます。そして今後今回の仕事に携わらさないでください(出口町の組織から追い出してください。決裁した上司等も。)。確認もろくにしない人に個人情報に触ってほしくありません。郵送もただではないですよ。原資は税金ですよ。誰に送ったのか知りませんがちゃんと市に弁済してください。今回の件についてすこやか親子室と人事部に伝えてください。未来の改善の前に、今回の件の処分が先です。絶対に許しません！！！！</p>	<p>この度は、誤ったあて名で書類をお送りしたことにより、多大な御迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。 また、謝罪の御連絡が遅くなりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。 今回、〇〇様からの郵便の到着と御連絡までの経緯につきましては、すこやか親子室を含む総合福祉会館内に執務室がある所管への郵便物は、総合福祉会館に集約した形で届けられ、館内の各部署に振分けられる仕組みとなっております。当室に届けられた郵便物は、同様に、担当ごとに振分けた後、各担当者が内容を確認することになっております。そのため、総合福祉会館に到達した時刻と担当者が内容を確認しお電話の時刻に差が生じ、〇〇様をお待たせしたものです。 また、お電話の際には、全庁的に所属名及び名前を申し上げる対応を行うこととしていますが、折返しの御連絡について、冒頭に御案内すべきでした。 本事案を受けまして、お電話等の際には、市民の方の御心配を鑑み対応に努めること、また、確実な事務の執行について認識を徹底することを、当室職員に指導を行いました。職員の処分や担当替えにつきましては、市としての判断となりますので、貴重な御意見として承らせていただきます。 今後は、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止を徹底してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>すこやか親子室</p>	<p>R8.2.5</p>	<p>R8.2.18</p>

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>こどもの居場所について</p>	<p>前回の当方からの質問にお答えいただけていないため、再度質問いたします。 なぜマンションばかり建設するのでしょうか。 後藤市長がインフラ関係の部署のご出身だからでしょうか。 この質問について子育て政策室では回答できないということであれば、所管の室からの回答を求めます。</p> <p>また、「今後も引き続き、市域全体で既存の社会資源の活用などを検討してまいります。」とご回答いただきましたが、おそらく千里山地域では最大規模の集合住宅である〇〇の建設に当たり、こども(特に平日の放課後児童の居場所)に関してどのような検討をされ、その結果、どのような施策を講じられたのでしょうか。 ご教示願います。</p>	<p>開発審査室より 土地にいつ何を建築するかは土地所有者等の判断であるため、マンションの建築が多い理由について、市では把握しておりません。 マンション(共同住宅)は戸建住宅と同様に、吹田市内にある用途地域全てにおいて、高さ制限、建ぺい率及び容積率等の法令等の制限に適合する範囲の規模で、建築することが可能です。 法令等の適合については、建築確認申請で審査していますが、現行の制度では、法令の範囲を超えて、個々の建築物の用途を制限することになるため、マンション建築の規制を行うことは困難であると考えています。 (担当:開発審査室)</p> <p>子育て政策室より 近年、少子高齢化や共働き家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、本市では、子供・若者の健やかな成長を支えるため、身近な地域の方々の協力を得ながら、子供・若者の見守り活動、安心・安全な居場所や体験活動を通じた交流の場の提供に努めることとしており、各マンション建設に伴い、居場所を用意するものではございません。 ただ、社会状況の変化なども考慮し、また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、子供・若者にとってのニーズに応じた多様な居場所が求められていることもあり、社会の中で安全で安心して過ごせ、健全に成長し活躍することができる子供・若者が主体となった居場所の整備を進めることは重要と考えており、留守家庭児童育成室や太陽の広場なども含めて、地域等との連携も図りながら、社会資源を活用した居場所の確保を検討していきます。 (担当:子育て政策室)</p>	<p>開発審査室、子育て政策室</p>	<p>R8.2.2</p>	<p>R8.2.12</p>

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
認可保育園・認可外保育園の補助・こども医療費について	<p>1. 認可保育園について 次年度4月入園の申し込みをしましたが、自身含めまわりにも全て落ちている家庭があまりにも多い印象です。認可だけでなく認可外の保育所の数もあまりにも少ないです。徐々に増やしていると思いますが、今入所できずに困っている家庭を救うにはこのスピード感では遅いと思います。自分自身も保育園に入所できなければ仕事を辞めなければなりません。</p> <p>2. 認可外保育園の補助について 上記とおり認可保育園の入所が厳しい現状にも関わらず、2歳までは非課税世帯以外は認可外保育園の保育料の補助が無いことが非常に不満です。昨年度まで住んでいた東京都では認可と認可外の差額分の補助がありましたし、そもそも直近では保育料も無償化されています。もっとこの部分に財政を回してほしいです。</p> <p>3. こども医療費について 1回の受診で500円かかることに驚きました。無償にしてください。</p>	<p>1. 認可保育園について 保育提供量の確保方策につきましては、「吹田市こども計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況により、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。 令和8年4月には、民間の保育所1施設、小規模保育事業所3施設を開設予定です。 なお、本計画の修正案(※現在、見直し作業に着手しています)では、保育ニーズの上振れを見込み、さらなる施設整備等を掲げております。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>2. 認可外保育園の補助について 認可保育所に通う0～2歳児も、保育料を負担していることとの均衡を踏まえ、本市では認可外保育所に通う0～2歳児への無償化の取組みは行っておりません。 御意見につきましては、今後の子育て世帯への支援施策の参考とさせていただきます。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>3. こども医療費について 本市の子ども医療費助成制度において、医療機関を受診されたときの一部自己負担額として、医療機関ごとに1日500円の自己負担をいただいておりますが、これは、限られた財源の中で広く子育て世帯への助成を継続するため、医療の適正な受診や受益と負担の観点から設けているものでございます。 なにとぞ御理解賜りますようお願いいたします。 (担当:子育て給付課)</p>	保育幼稚園室、子育て給付課	R8.1.26	R8.2.6
こどもの居場所について	<p>〇〇のまちライブラリーに居住者以外の子どもが殺到し、居住者が利用できないような状態が恒常化しています。 吹田市はなぜ〇〇地区にマンションを乱立させるばかりで、こどもの居場所を作らないのでしょうか。 マンションを建てる方が税金があるからでしょうか。 その理由を教えてください。</p>	<p>まちライブラリーにつきましては、運営の方針等は運営団体様の判断によるものになりますので、大変恐縮ではございますが、運営されている管理組合様へお問い合わせいただけましたら幸いです。 子供の居場所につきましては、日ごろから各地域において、図書館や公園などの公共施設や、子供食堂、地域の施設、習い事の場など、地域にある多様な資源をご活用いただいているところです。今後も引き続き、市域全体で既存の社会資源の活用などを検討してまいります。</p>	子育て政策室	R8.1.14	R8.1.28

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市北部の保育事情につきまして	<p>お世話になります。25年11月に大阪市北区より吹田市に引っ越したものです。第一子の教育環境を求め当市に越してきたこと、豊かな自然に囲まれ本当に正解であったと感じています。当市の先人たちの取り組み、日頃の市政に誠に感謝申し上げます。</p> <p>意見は、〇〇、また、〇〇の区域の保育事情についてです。2つの開発区域で実に60平米以上の広さで700以上の世帯が収容できることになります。</p> <p>直近の近隣の保育園はほぼ満員か継続する中、〇〇に至ってはこれから398戸の入居が始まろうとしており、圧倒的な乳幼児の受け入れ態勢が不足していると言わざるを得ません。</p> <p>この点を市政としていかがお考えでしょうか？</p> <p>お忙しい中恐れ入ります、ご査収何卒よろしくお願い致します。</p>	<p>保育提供量の確保方策につきましては、「吹田市こども計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況を推計のうえ、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。</p> <p>〇〇の開発にあたっては、当該区域(C:山田・千里丘/ニュータウン)の保育提供量に不足が見込まれたことから、開発事業者のお力添えのもと令和7年4月に認可保育所「藤白台敬愛保育園」を開設いたしました。</p> <p>本計画の修正案(※現在、見直し作業に着手しています)では、将来的に保育提供量の不足が見込まれており、既存幼稚園の認定こども園移行や新施設の整備などを想定しております。</p>	保育幼稚園室	R8.1.6	R8.1.19
保育園入園希望フォームについて	<p>市役所の保育園入所希望フォームについて改善をお願いしたく、ご連絡いたしました。</p> <p>毎回、来年4月入所希望時とほぼ同じ内容であるにもかかわらず、1月入所希望フォームでも家族構成・住所など、同一項目を一から入力させられる点に強い負担を感じています。忙しいからこそ保育園を利用したいのに、申請のたびに長時間フォーム入力が必要となり、本末転倒ではないでしょうか。</p> <p>この作業が2月、3月も続くと思うと大きなストレスです。過去入力内容の自動反映や、共通項目の簡略化など、ご対応いただくと大変助かります。</p>	<p>この度は年度の異なる申請の際に、家族構成や住所などを一からご入力いただく必要があることにより、日々お忙しい中で大きなご負担やご不安をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>ご指摘いただきました内容については、システムの仕様上、毎回の入力をお願いしている状況ですが、いただいたご意見はシステムを委託している事業者にも共有させていただき、貴重なご意見として今後の利便性向上の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一度申請いただいた内容については、申請年度中は利用内定又は申込取下されるまで自動的に毎月利用調整を行うため、再度の申請は不要となります。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R7.12.2	R7.12.8

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
山田第三幼稚園の自転車置き場への屋根設置のお願い	<p>私は元山田第三幼稚園の保護者です。これから次男も通わせたいと考えておりますが、登園時、園の自転車置き場には屋根がなく、雨の日の送迎時には園児や保護者がびしょ濡れになってしまい、大変困っておりました。特に月曜日の大きな荷物がある日は荷物も濡れてしまい本当に大変でした。</p> <p>最近新設された「やまだこども園」には屋根付きの自転車置き場が整備されており、山田第三幼稚園との環境差に疑問を感じております。悪天候時の送迎環境を整えるためにも、山田第三幼稚園にも自転車置き場の屋根をどうしても設置していただきたく、こちらのフォームに送らせていただきました。</p> <p>ぜひご検討をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>	<p>平素より、本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>令和7年11月13日にいただきました御意見・御要望につきまして、保育幼稚園室より回答いたします。</p> <p>山田第三幼稚園は、山田第三小学校に併設しており、御要望の屋根の増設については学校校舎への影響を考慮する必要がございます。学校を担当する部署と要望内容の共有を行ったところ、校舎や園舎を今後工事する際に必要なスペースが確保出来なくなること、基礎等の設置にあたり、地下埋設配管の移設が必要となる可能性があること等、既存の建物への影響を考慮すると屋根増設は困難であると回答を得ました。</p> <p>現時点での山田第三幼稚園での屋根増築は困難ですが、御意見として承り、今後の施設整備の参考にさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R7.11.14	R7.11.27
一時保育制度の運用改善についての要望	<p>吹田市の一時保育について、現行の抽選・自動割当方式では、利用者に大きな偏りが生じています。園側も「全く当たらない人」と「頻繁に当たる人」の差を感じており、機械的な割当が実態として公平に機能していない可能性があります。また、保育士不足も枠の制限に繋がっており、利用希望者全員が月に一度でも利用できるようにするには、保育士の採用推進や待遇改善が不可欠だと感じます。さらに、妊娠中や体調に不安がある家庭に対しては、一定の優遇措置を検討いただくと大変助かります。制度の公平性を保ちつつ、より柔軟な運用が可能となるよう改善を強く要望します。</p>	<p>この度は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>一時保育は、非常にニーズが高く、現在、御利用を御希望される方から多くの申込をいただいておりますが、一時預かり自体の提供量が不足していることから、御利用いただくことが難しい状況となっております。御利用を御希望の皆様には御不便と御迷惑をおかけしております。</p> <p>利用申込に当たりましては、申込された際の状況(利用予定日・利用予定施設・申込人数等)によって、当選する確率も様々です。その中で、御利用される方の御事情に応じて優先順位付けをすることは難しく、公平性の観点から、定員を上回る利用申し込みがあった場合は、機械的な抽選を行っているところです。</p> <p>少しでも多くの皆様に御利用いただけるよう、実施箇所数及び受入れ枠の拡大に向けての取組を引き続き進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、保護者の災害、葬祭、その他(看護、介護等)などにより、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難なときは、緊急の一時保育が御利用いただける場合があります。詳しくは利用希望の施設に直接お問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>	子育て政策室	R7.9.30	R7.10.14

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>保育料について</p>	<p>吹田市役所 御中</p> <p>私どもは現在、第一子の誕生を迎えたばかりで、今後保育所への入園を検討している共働き世帯です。まだ実際に保育所を利用しているわけではありませんが、事前に保育料を試算したところ、月額約87,000円との結果となり、大変驚いているとともに、悲しみを感じております。</p> <p>共働きは今や世間一般でも通常の形態となっており、吹田市に住む多くの家庭も同様に共働きで子育てをしていると思われる。その中で、保育料がこれほど高額に設定されていることは、実際に子育てを行う世帯にとって、大きな負担となっていることは明らかであります。実際に私の周りや、私自身も他の行政区への転出を検討しております。</p> <p>吹田市は、整った街並み、豊富な学生人口による活気、大企業の立地など、大変魅力ある環境を有しており、私自身も大変気に入っております。しかし、今回の保育料水準を知ってしまうと、同世代の若い家庭やこれから子育てを検討する方々に「ぜひ吹田市で子育てを」と勧めることが難しいと言わざるを得ません。</p> <p>さらに、直近の報道でも明らかなように、日本の合計特殊出生率は過去最低を更新し、少子化は深刻さを増しております。国全体としても子育て世帯の経済的負担軽減は最重要課題の一つであり、この流れに逆行する過度な利用者負担は、地域の人口減少や将来の街の活力低下につながりかねません。</p> <p>つきましては、以下の点についてご検討をお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育料の見直し 2. 共働き世帯を前提とした、より実態に即した負担軽減措置の導入 <p>あわせて、本件について現在市としてどのように検討されているのか、また今後改正される可能性があるのかについて、ご回答を頂戴できれば幸いです。</p> <p>吹田市は今後も魅力ある都市として発展していく潜在力を持っていると確信しております。だからこそ、本件について前向きなご検討をいただけることを心よりお願い申し上げます。</p>	<p>保育料の見直しにつきましては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担額設定に関する基本方針」に基づき、定期的に行っており、直近では令和7年4月1日付けで改定を行いました。</p> <p>具体的には階層16区分のうち、最も高い区分から4区分についての引き下げを行い、最も高い区分においては、月額87,200円から月額78,000円としております。また、少子化に資する取組として、令和6年4月分から本市独自の施策として第2子以降の0歳から2歳児クラスの保育料を無償としており、様々な観点から保育料の見直しを行っております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、吹田市で暮らす皆様にとってよりよい行政サービスとなるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>保育幼稚園室</p>	<p>R7.9.1</p>	<p>R7.9.5</p>

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>居宅訪問保育の導入について</p>	<p>私は現在、就労を理由に貴市より保育の必要性の認定(3号認定)を受けている保護者です。子は人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重度心身障害児です。</p> <p>このたび、私の子が認可保育園の入園を希望したものの、保育幼稚園室からの連携・情報提供不足や、吹田市として医療的ケアの対応ができない事、吹田市の保育施設の建物の設計等を理由に受け入れが叶わず、さらに療育目的での利用を希望していた「児童発達支援センター わかたけ園」からも入園を断られ、極めて深刻な保育困難状態に置かれています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、「居宅訪問型保育」の制度の利用を申し出たところ、保育幼稚園室の〇〇様より、現状では吹田市に制度が存在しないとのご回答をいただきました。</p> <p>以下の点から私はこの対応に対して強く異議を申し立て、制度整備または代替措置の実施をお願いしたく、ご連絡を差し上げた次第です。</p> <p>---</p> <p>【異議の根拠】</p> <p>1. 法的根拠に基づく保育提供責任 子ども・子育て支援法第24条において、市町村は保育の必要な子どもに対して「適切な保育を受ける機会を確保する責務」を有すると明記されています。 私の子は3号認定を受けており、保育を受ける権利を法的に保障されている状態にあります。</p>	<p>・居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施 ・対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討 ・吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答</p> <p>本市では、子ども・子育て支援事業計画等において待機児童及び未利用児童の解消を喫緊に解消すべき課題として位置付け、保育所や認定こども園等の施設整備による提供量の確保に注力しているところでございます。そのため、御要望の居宅訪問型保育事業につきましては、現状では試行的な措置等の実施を含めて検討いたしておりません。</p> <p>しかしながら、このたび頂戴しました御要望につきましては、本市としても真摯に受け止めるとともに、今後の保育事業の展開における課題として位置付け、認可外施設など民間事業者の動向等も考慮しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。</p> <p>また、御世帯が非常に困難な状況に置かれていることを考慮しますと、この度の御要望に添えず、本市としても誠に心苦しいところではございますが、以前から御案内しておりますとおり、認可外の居宅訪問型保育事業者の御利用について、何卒御検討くださいますようお願い申し上げます。 (担当:保育幼稚園室)</p> <p>・児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示について こども発達支援センター及び吹田療育園では居宅訪問型の事業を実施していませんが、障害児通所サービスとして居宅訪問型児童発達支援や、障がい福祉サービスとして短期入所制度がございます。</p>	<p>保育幼稚園室、こども発達支援センター</p>	<p>R7.8.6</p>	<p>R7.8.19</p>

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>集団保育に適応できない理由があり、保育所および療育施設の双方に断られた現状では、居宅訪問型保育は極めて合理的かつ必要な選択肢です。</p> <p>2. 制度として明確に位置づけられた保育形態であること 居宅訪問型保育は、子ども・子育て支援法施行令第8条の8に明記された「地域型保育事業」の一形態であり、厚生労働省の通知でも、保育所に通えない特段の事情のある子どもへの代替的保育手段として制度化が奨励されています。全国の他自治体でもすでに制度化・実施されており、吹田市が制度を整備していない理由、またその対応方針について明確な説明が求められます。</p> <p>3. 大阪府の方針との整合性 大阪府では、地域型保育事業の充実を市町村に求めており、居宅訪問型保育もその一環として示されています。同府の方針を踏まえても、現状のままでは本市における保育の選択肢が極端に限られており、結果として3号認定児の保育の機会が事実上閉ざされている状態です。</p> <p>---</p> <p>以上の理由から、私は以下の対応をお願い申し上げます：</p> <ul style="list-style-type: none"> - **居宅訪問型保育の制度導入または試行的な措置の実施** - **対象となる事業者の個別マッチング、もしくは代替制度の公費支援等の検討** - **吹田市としての今後の地域型保育整備計画(特に居宅訪問型保育)に関するご回答** - **児童発達支援センターへのアクセスが叶わないケースにおける、療育支援・代替手段のご提示** <p>困難な状況に置かれている親子に対して、公平かつ柔軟な対応をお願い申し上げます。</p> <p>お忙しい中とは存じますが、誠実なご回答をいただけましたら幸いです。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>また、大阪府吹田子ども家庭センターでは、医療型障害児入所施設について保護者からの御相談を受け付けております。居宅訪問型児童発達支援や短期入所を実施している事業所や利用日数については、御契約されている相談支援専門員に御相談ください。また、医療型障害児入所施設については大阪府吹田子ども家庭センター(06-6389-3526)にご相談ください。 (担当:こども発達支援センター)</p>			

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
共同親権に関する民法改正の周知徹底および自治体ホームページでの情報掲載についてのお願い	<p>吹田市長様</p> <p>私は娘が吹田市在住ながら、現状単独親権制度の不条理により、親子断絶を強いられている父親です。</p> <p>来年2026年5月に施行が予定されている、いわゆる「共同親権制度」に関する民法改正につきましては、親子関係に直結する極めて重要な制度変更であり、社会的にも大きな関心が寄せられております。</p> <p>昨年2024年12月23日付で文部科学省より各都道府県および教育委員会宛に通知が送付されたと承知しておりますが、現時点において、その周知が十分に進んでおりません。</p> <p>この点につきましては、2025年5月15日の参議院法務委員会において、鈴木馨祐法務大臣より、以下のようなご答弁がなされております:</p> <p>「ご指摘の民法の改正法でありますけれども、この円滑な施行、この観点から、学校教育の現場も含めてですね、関係諸機関に対する周知、広報の重要性、これ極めて大事だと我々は認識をしております。」</p> <p>円滑な制度施行のためには、学校現場や教育委員会、自治体窓口など、国民と最も近い現場での適切な周知と広報活動が必要不可欠です。</p>	<p>吹田市子育て給付課ひとり親支援担当です。 いただきました御意見について、回答させていただきます。</p> <p>民法等の一部改正については、本市ホームページでも下記のページの「関連情報欄」に掲載しております。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018221/1005613.html</p> <p>今後も国の動向を注視し、制度周知等に努めて参りますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	子育て給付課	R7.8.4	R7.8.7

市民の声と市の回答(分野別:子育て)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>また、本改正の背景には、単独親権制度のもとで発生していた「実子誘拐」や「引き離し」に関する深刻な国際的・国内的問題が存在しています。片方の親が他方の同意なく一方的に子どもを連れ去り、結果としてもう一方の親との交流が断たれるというケースが多発し、人権問題としても国際社会から日本は度重なる勧告を受けてきました。本改正法は、親同士の協議と合意形成を促し、子どもの最善の利益を中心とした共同養育の実現をめざす制度改革です。この趣旨を国民に正しく伝え、誤解や混乱を避けるためにも、下記のような事例に倣い、改めでのHP上での通知・周知徹底をお願い申し上げます。</p> <p>【参考事例】 横須賀市 民法等の一部改正法(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3915/rikongo_konoyoiku.html</p> <p>また、東京都世田谷区、堺市、福生市、船橋市、茂原市、その他多くの自治体でもHPの掲載が完了しております。制度の趣旨を正確に伝え、施行後に家庭や学校、地域の現場で混乱なく円滑な運用されるよう、貴自治体における周知・共有・研修の推進をお願い申し上げます。何卒ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>				